

# 京極町農業委員会総会議事録

(第2回令和5年8月24日)

京極町農業委員会

# 京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月24日 午後 1時30分から 2時00分

2. 開催場所 京極町役場 議員控室

3. 出席委員 ( 10 人)

1 番	酒井勇一
2 番	森 忠志
3 番	後藤尚浩
5 番	小山憲一
6 番	熊谷 聡
7 番	行天英宏
8 番	堅田 功
9 番	清本勝彦
10 番	粥川一也
11 番	船場 茂

4. 欠席委員 ( 1 人)

4 番 横川順行

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2 報告第1号	総会諸報告について
第3 報告第2号	農地移動斡旋委員会の経過について
第4 議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
第5 議案第2号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
第6 協議第1号	京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

## 7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

船場会長

これより第2回京極町農業委員会総会を開会いたします。

非常に暑い日が続いており、各地で観測史上初という話を聞いています。雇っているバイトの人がいますが、体調が悪く休ませて下さいと連絡があるくらいです。私も外での仕事は慣れてはいる方ですが、ここまでの暑さには慣れないので気をつけなければなりません。本日、議案は少ないですが、この後の農地パトロールもありますのでよろしく願いいたします。

事務局長

本日、4番横川委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、1番酒井委員、2番森委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

### 【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

1、第1回京極町農業委員会総会を、令和5年7月21日に京極町役場議員控室で開催しております。

2、山麓地区農業委員会会長会議が、7月26日に倶知安町役場会議室で開催され、船場会長、事務局が出席しております。

3、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会（幹旋委員会）を、8月7日に京極町役場町民室で開催しております。内容については、申出者、〇〇〇〇氏、相手方、〇〇〇〇氏。調査員については、堅田委員、小山委員、事務局で対応しております。

4、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、8月7日に堅田委員、小山委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

5、令和5年度後志地方農業委員会連合会役員会・臨時総会が、8月9日に倶知安町のホテル第一会館で開催され、船場会長、事務局が出席しております。

報告第1号につきましては以上となります。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

**【農地移動斡旋委員会の経過について、議案書朗読及び説明】**

議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。

次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和5年8月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、〇〇〇〇氏。斡旋経過、別紙経過報告による。

なお、議案書2ページの斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議 長

報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、1番を堅田委員より、報告をお願いいたします。

堅田委員

**【報告書朗読及び説明】**

それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。

番号1について、斡旋年月日は、令和5年8月7日月曜日午後1時。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、〇〇〇〇氏。申出農地面積は、字〇〇 〇〇番〇の畑で〇〇〇〇㎡。斡旋の成否は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金はステップアップローンです。

報告は以上です。

議 長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

議 長 それでは、日程第4、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和5年8月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっており、所有権の移転の計画が1件です。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定等を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。法律関係。売買。利用権の設定等の種類。所有権の移転。移転の時期、令和5年8月25日。対価の支払期限、令和5年12月31日。土地の引渡日、令和5年8月25日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。譲渡理由、農地を売買するため。

番号1番について、議案書5ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書6ページには図面を添付しております。

番号1につきましては、以上となります。

議 長 ただいまの説明に関連して、1番を堅田委員より、調査の結果ならびに補足説明をいたします。

堅田委員 番号1番について、議案書6ページの調査書のとおり、8月7日に調査しました。隣地を耕作している譲受人に売買するもので問題はないと思います。  
以上です。

議 長 これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、日程第5の議案第2号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 **【議案書を朗読及び説明】**

議案書7ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご審議願います。

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において決議された「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」の趣旨に則り、別紙のとおり決議する。令和5年8月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

農業委員の綱紀保持につきましては、皆様にご理解のうえ遵守いただくようお話ししてきているところでありますが、令和元年に開催されました全国農業委員会会長代表者集会におきまして、各農業委員会で法令遵守の申し合わせを総会にて決議するよう決定されているところです。

つきましては、この度の改選に伴い委員の刷新が行われたことから、当委員会でも議案書8ページの申し合わせ決議案のとおり確認し、改めて決議してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。では、私の方で申し合わせ決議案を読み上げますので確認願います。

**【決議案を朗読】**

議 長 それでは、これより、質疑に入ります。

(発言なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定致しました。

議 長

それでは、日程第6の協議第1号「京極町農業経営基盤強化促進基本構想について」を議題と致します。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【協議第1号、朗読】

議案書9ページをご覧ください。日程第6、協議第1号、京極町農業経営基盤強化促進基本構想に係る意見照会についてご協議願います。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、京極町長から京極町農業経営基盤強化促進基本構想についての意見を求められたので、次のとおり協議する。令和5年8月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

農業経営基盤強化促進基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条で各市町村が定めることができるものと規定されており、京極町においても認定農業者の認定や利用集積計画に基づく売買や賃貸等を行うための指標とするため、これを定めております。

この基本構想を定めるにあたっては、同法施行規則第2条において農業委員会及び農業協同組合に意見を聴取することが定められていることから、令和5年8月21日付けで京極町より構想内容についての意見を求められたものであります。

議案書10ページをご覧ください。この度は、令和5年4月1日付けで農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う北海道農業経営基盤強化促進基本方針に即し、京極町農業経営基盤強化促進基本構想の一部を別紙のとおり改正することにおける意見照会となっておりますので、本日は、意見及び質疑の有無を聴取したうえで、農業委員会としての意見があれば整理して回答したいと考えております。

協議第1号の説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

粥川委員

地域計画の目標地図とは、例えば、この人が離農しそうだから、次回誰が使うのかというのを決めるということですか。

事務局

そのとおりです。将来における農地の利用者を決めておくものになります。具体的な将来の利用者の設定の方法については、現状の所有者と利用者の意見を集約するほか、一定の条件を満たす場合には現状地図を用いることを可能とするかなど、検討中の部分もありますが、地域の実情に即した形となるよう進めていくこととなります。

議 長

他に質疑ありますか。

(発言なし)

議 長

よろしいですか。それでは、以上で協議第1号を終わります。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第2回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 9月28日(木)午後 1時30分